

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第3回会議（平成22年4月2日開催）議事要旨

1 議題

委員の発表等

2 議事概要

(1) 事務局説明

ア 前回会議における質問事項への回答

事務局から、刑法犯の罪種別の認知・検挙の状況、来日外国人犯罪の検挙状況、否認事件における無罪率等、前回会議における委員からの質問事項について回答した。

イ 足利事件の検証結果の説明

事務局から、検証結果報告書を配付の上、足利事件における警察捜査の問題点等について説明したところ、主に以下のような質問等があった。

再発防止策として、取調べの可視化を検討したか。

（事務局から「可視化を含む取調べの高度化については、本研究会で検討がなされるものと認識。検証結果報告書記載の再発防止策は、本研究会における検討を待たずに、当面実施できるもの。」旨回答）

本事件では取調べの録音テープが存在するが、このテープを本研究会で再生することは可能か。

（事務局から「御指摘の録音テープを本研究会で再生することが可能か検討させていただきたい。」旨回答）

取調べの録音テープを聞いても取調べに問題があることは分からず、取調べの可視化にえん罪の防止機能がないことを示している。

(2) 委員の発表等

2名の委員が、それぞれ知見の発表を行い、それを受けての質疑・討議を行った。発表の要旨、主な質問・意見等については、以下のとおり。

ア A委員の発表要旨

現在の取調べの問題点(取調べの可視化の必然性)

えん罪事件における虚偽自白のなかには、一見、犯人にしか語ることが

できないと思われるようなリアルな「体験供述」が含まれている。どうして、こういうことが起きるのか。

現在、供述録取書によって事実認定がなされる場合、その過程は、「取り調べられる者の事実の知覚（記憶保持） 取調べ官の問いに対する答え 取調べ官の認識（記録 貯蔵） 供述録取書に表現(加工)」となっている。

この「取調べの過程」がブラックボックスとなっており、事実認定をゆがめうる。近代刑事裁判の合理的なチェック機能の役割を取調べ官が全て担うのは困難である。虚偽自白発生メカニズムを検証するには、取調べ全過程を可視化することが必要である。

取調べの可視化の意義等

取調べの可視化には、えん罪防止機能、虚偽自白の防止機能があり、少なくとも、取調べの過程を明らかにして、事後の検証を可能にする機能がある。問いと答えの過程・表現がクリアになり、虚偽自白発生メカニズムを解明でき、事実認定・真相解明にも合理的である。

また、取調べの可視化自体は、「あるがままを残す」ものとして価値中立的なものであり、捜査の近代化・科学化であるが、捜査機関にとっては、取調べの全てがそのまま証拠化でき（むしろ有利であり）、公正さを示し、かつ、尋問技能が上達する等のメリット、裁判員にとっては、ベストエビデンスに直接触れ、取調べの任意性を争う水掛け論を防止できる等のメリットがあり、これ以外にも、犯罪被害者、一般市民にとってもそれぞれ意義がある。可視化が有益なことは明白である。

取調べの可視化と取調べの意義・役割との関係

「取調べの可視化は、取調べの機能を阻害する。」旨の意見があるが、取調べの過程をブラックボックスにしておいて「真相解明」は成り立たず、隠せば隠すほど真相が解明されるというのは矛盾している。取調べの可視化により、本当に取調べの機能が阻害されるとは思われず、少なくとも、(機能を阻害することが)実証されたことはない。

可視化試行の提言

取調べの可視化を将来的な課題とした司法制度審議会意見書が出されてからもうすぐ10年であり、改革の時期が来ている。取調べの弁護人立会

い権さえない先進国は日本以外ない。やれるところからまず検証すべきである。

本研究会においては、直ちに「全過程の録音・録画を試行する」旨の提言をすべき。

イ B委員の発表要旨

取調べの可視化と無罪（再審無罪）

取調べの録音・録画を実施している国でも再審無罪が発生しているし、録音・録画を実施していない国よりも無罪率が高い国もある。どのような制度にあっても虚偽自白は生じ得る。無罪は、虚偽自白そのものではなく、捜査の不徹底から生まれる。虚偽自白は、裏付け捜査の徹底により排除すべきであり、自白を他の客観証拠と照らし合わせるなどして十分に吟味することが重要。無罪及び再審無罪の防止のための方策は、法制度、捜査構造及びその運用、刑事手続全体の中で検討されるべき課題である。

取調べの必要性

事実を最もよく知るのは被疑者であり、被疑者が合理性のある事実を語れば、真相解明に大きく寄与する。また、犯行動機や、死体の遺棄場所等、科学捜査だけではなく、被疑者の供述がどうしても必要な部分があり、特に、自分の肉親を殺された遺族は、犯行動機の解明を刑事司法に期待している。

取調べの実情

取調べは、まず被疑者の弁解を聞き、矛盾点を突いていくことが重要。しかし、被疑者が真実を話すことをためらうのは当然。被疑者が真実を話すには、取調官と被疑者間の信頼関係の成立が不可欠。信頼関係ができれば供述を得られるということではないが、信頼されなければ真の供述は得られない。

録音・録画の弊害

取調べの録音・録画については、相互のプライバシーの話等できないことから信頼関係の構築が困難となる。カメラを前にして身構えてしまうという心理的影響がある。被害者等のプライバシーが明らかになり、それを恐れて被害者が被害申告をためらう。また、被疑者の中には、原因は被害者にあるとして被害者に責任を転嫁し、虚実をないまぜにした供述

をする者がある。このような供述が録音・録画された場合、被害者の名誉やプライバシーに影響を与える。供述調書を作成しない場合でも、組織のプレッシャーから、暴力団事件で組長の関与を供述しなくなる等、組織犯罪の解明に支障を生ずるなどの弊害がある。

幅広い検討の必要性

現在行われている取調べの録音・録画の試行においても、録音・録画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが報告されている。今後、取調べの録音・録画の導入について検討する場合、現在の警察・検察の試行以上の録音・録画を行う必要性、実施可能性、録音・録画によって損なわれる真相解明機能、それを補填する捜査手法等、実体法も含め、刑事司法制度を幅広く検討すべき。

ウ 発表に対する主な質問・意見等

取調べには「被疑者を説得して真実を供述させる」までのプロセスがあるが、A委員の発表は、その部分を視野に入れていない。

「一人称独白形式」「ワープロ調書」によって取調べ過程はより見えなくなっている（質問に対するA委員の補足説明）。

A委員は、取調べのどの時点からの録音・録画が必要と考えているのか。（A委員が「最初期段階からの全過程」「任意取調べ段階からの全過程である。」旨回答）

3 その他（次回会議）

次回会議は、5月11日(火)に開催予定。

なお、次回会議においては、2名の委員が発表を行うほか、様々な方からの意見聴取(ヒアリング)について、その対象等を検討することとなった。